

新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）の概要（案）

1 事業概要

感染症法に基づく医療措置協定を締結する医療機関が行う設備整備への補助

2 補助対象経費等

対象医療機関	補助対象経費 （下記設備購入費）	基準額（※）	備考 （共通）
病床確保に係る 協定締結医療機関	①簡易陰圧装置 ②検査機器（PCR検査装置、 等温遺伝子増幅装置） ③簡易ベッド	①1病床当たり 4,320,000円 ②1台当たり 9,350,000円 ③1台当たり 51,400円	○協定に係る設備に限る
発熱外来に係る 協定締結医療機関	①検査機器（PCR検査装置、 等温遺伝子増幅装置） ②簡易ベッド ③HEPAフィルター付き空気 清浄機（陰圧対応可能な ものに限る）	①1台当たり 9,350,000円 ②1台当たり 51,400円 ③1施設当たり 905,000円	同上

※補助対象経費の上限額です（補助額ではありません）

【注意点】

- ・補助率は10/10となる予定です。
- ・補助額は、補助対象経費に補助率を乗じて算定しますが、実際の交付に当たっては、**予算の範囲内で交付します。**
- ・各設備の購入は、補助金交付額の内示後に行ってください。**内示前に購入した設備については補助対象外**となります。
- ・令和7年度事業から、「検査機器」の補助対象に「**等温遺伝子増幅装置**」が追加されるほか、設備の新規購入及び増設のほか、「**更新**」が追加される予定です。